

国税局の公表物より

1. 会社が一方で借入金に対する利息を支払い、他方で貸付金に対する利息を受取っていない場合、当該支払利息は認定されない(財政部南区国税局-2014/3/27)
2. 会社の研究開発支出の投資税額控除適用の申請は、期限内に申請してはじめて、租税優遇が適用できる(財政部中区国税局 -2014/4/14)
3. 営利事業者が土地売却のために地上物を取り壊す場合、固定資産の廃棄損失に計上できない(財政部南区国税局-2014/4/17)

安永税務分析-最新法令より

会社組織営利事業者が取りうる財政健全方案(所得税修正草案)への対応策

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

公表元	財政部南区国税局
テーマ	会社が一方で借入金に対する利息を支払い、他方で貸付金に対する利息を受取っていない場合、当該支払利息は認定されない
公表内容	<p>南区国税局によると、営利事業所得審査準則第 97 条第 11 号の規定は、営業人が一方で借入金に対する利息を支払い、他方で貸付金に対する利息を受取っていない、もしくは受取利息が支払利息より少ない場合は、この貸出金額に相当する支払利息は認定されない。</p> <p>当局の説明によると、甲社の 2010 年度営利事業所得確定申告では支払利息 1 億 5 千萬元を申告していたが、国税局が当該会社の貸借対照表を確認した結果、その他未収金 3 億 2 千 5 百萬元のうち 2 億 5 千萬元は、過年度に乙社と土地、建物の売買契約により支払った金額であり、その後、双方の合意で契約を解除し、乙社に支払った代金を無利子での返還に合意したものであった。これについて、甲社は一方で借入利息を支払い、他方で貸付による利息を受取っていないものとされ、国税局は当該貸付について当年度の平均借入金の利率により 1 千万あまりの受取利息をみなし計算し、支払利息から減算した。甲社はこれを不服とし、もともと支払った代金は自己資金で他人からの借入によるものではないので、行政救済手続を行ったが、行政裁判を経て敗訴の判決を受けた。</p> <p>行政裁判の判決によると、企業全体の資金は区別ができず、営利事業者が貸付をしなければ借入の返済ができ利息支払も不要となるが、貸付を行ったことにより借入が必要になり(または借入金を返済できなくなり)、利息支払が必要になるということである。所得税法第 24 条により、各原価、費用を減算することができるのは、営業上合理的かつ必要な場合のみに限られる。営利事業者が一方で借入利息を支払い、他方で貸付に対し利息を受取っていないのは、この貸出金額に相当する額に対する支払利息は不合理かつ不必要な費用と認められるため、</p>

	<p>費用と認定されず、甲社の敗訴に至った。 国税局は営利事業者に対し、もし一方で借入金に対する利息を支払い、他方で貸付金に対する利息を受取っていない、または受取利息が支払利息より少ない場合、罰則を避けるため、年度決算時に利息を自己調整するよう再度注意を喚起している。</p>
公表日	2014/3/27

公表元	財政部中区国税局
テーマ	会社の研究開発支出の投資税額控除適用の申請は、期限内に申請してはじめて、租税優遇が適用できる
公表内容	<p>財政部中区国税局によると、会社の研究開発支出の投資税額控除適用の申請は、期限内に申請してはじめて、産業創新条例第 10 条の会社研究開発支出の投資税額控除の租税優遇が適用できる。</p> <p>当局の説明によると、会社組織の営利事業所得税確定申告において、産業創新条例第 10 条の会社研究開発支出の投資税額控除の租税優遇を適用したい場合、当年度の確定申告開始 3 か月前から申告期限までの期間中(会計年度が暦年度の場合、2013 年度の申請期限は 2014 年 2 月 1 日から 2014 年 5 月 31 日まで)に、関連資料を備えて中央目的事業主管機関に研究開発の事実を申請し認定を受けるほか、確定申告時(会計年度が暦年度の場合、2013 年度の申告期限は 2014 年 5 月 1 日から 2014 年 5 月 31 日まで)に、規定の様式に研究開発費用に関する事項を記入、関連資料を添付し、会社の管轄税務機関に投資税額控除の適用を申請することにより、認定される。</p> <p>当局はさらに説明し、会社は、1.研究開発のために購入または使用する専門技術の当年度の償却または支払費用 2.研究開発のために購入する専門的または特殊なデータベース、ソフトウェア・プログラム及びシステムの費用 3.外国大学または研究機関に研究を委託、または外国大学の専門教師または研究機関の研究者を雇用の招聘費用 4.会社が国内外の会社と共同で研究開発するための費用、がある場合、同じく費用発生 of 当年度または償却の初回年度に、上記の申請期限と同じく当年度の確定申告開始 3 か月前から申告期限までの間に、関連資料を備えて中央目的事業主管機関に研究開発の事実を申請し、認定を受けることになる。</p> <p>中区国税局は、会社自身の権利を守るため、関連の申請期限に注意するよう特別に呼びかけている。納税義務者は、もし疑問があるときは国税局の無料電話サービス(0800-000321)もしくはウェブサイトにて問い合わせが可能である。</p>
公表日	2014/4/14

公表元	財政部南区国税局
テーマ	営利事業者が土地売却のために地上物を取り壊す場合、固定資産の廃棄損失に計上できない
公表内容	<p>営利事業者が土地売却のために地上物を取り壊すと、その帳簿上の未償却残高は土地売却原価の一部として土地売却益の減算項目となり、固定資産廃棄損として計上してはならない。</p> <p>南区国税局によると、営利事業所得税審査準則によると、営利事業者の土地売却益は所得税が免税となり、もし損失となる項目がある場合は当該売却益から減算する。また、収入と原価費用の配分原則に基づき、土地売却のために取り壊した建物の帳簿上の未償却残高は、土地売却の実際原価の一部として、土地売却益から減算し、損益を計算する。</p> <p>当局の管轄内にある、甲社の 2011 年度の営利事業所得税確定申告において、固定資産廃棄損 110 万余元りが申告されていたが、審査の結果、当該損失は土地売却のために取り崩した地上の改良物の帳簿上の未償却の残高であり、当局が当該損失を土地売却原価に振替え、18 万元を追徴課税した。</p> <p>国税局は営利事業者に対し、2013 年度の営利事業所得税確定申告を行う際、上記の状況があるか確認を行うよう注意喚起しており、もしその他の申告や適用法令について疑問がある場合は、国税局の無料電話サービス(0800-000321)を利用することができる。</p>
公表日	2014/4/17

安永税務分析-最新法令

会社組織営利事業者が取りうる財政健全方案(所得税修正草案)への対応策

- ▶ 2014年3月13日の行政院院会にて、所得税法及び営業税法の一部条文の修正草案が決議され、立法院の審議に送られた。そのうち、所得税修正草案では現行の両税合一制度が「全額税額控除制度」から「部分税額控除制度」へ修正されており、そのポイントは以下の通りである：
 - ▶ 我が国国内に居住する個人株主(社員)が得る利益配当純額の控除可能税額を半額に減額する。(修正草案§66-4、66-6)
 - ▶ 非居住者の株主(社員)が得る利益配当純額について、10%の法人税が追加徴収された分を利益配当に対する源泉税から控除できる金額を、現在規定の半額に減額する。(修正草案§73-2)
- ▶ 仮に修正草案が今年中に成立した場合、前述の規定は2015年1月1日から実施される予定である。すると、国内に居住する個人株主または非居住者の株主は、利益配当に含まれている控除可能税額または利益配当に対する源泉税から控除できる金額が半額に減額されてしまうため、株主の税負担への影響が大きくなる。
- ▶ もし株主に対する利益配当に含まれる控除可能税額が半額に減額されてしまうと、会社の利益配当政策にも重大な影響を及ぼす。しかし、修正草案が順調に今年中に成立するかは不明確である。また、一方で会社の株主総会の開催期限が近づいている。そこで、今回のこの修正草案に関する不確定な状況への対応策について、当事務所の見解は以下のとおりである：
- ▶ 会社の議決権が少数の株主に集中しており、株主が2013年度の利益配当決議に対して主導権を有する非公開会社においては、6月末までに株主総会を開催する際に、利益配当について以下2つの決議方法によることが考えられる。これにより、株主が過大な利益配当を受ける、または株主の控除可能税額または源泉税から控除できる金額を失う状況を回避することができる。
 - ▶ 定時株主総会では、一旦2013年度は利益配当しない旨の決議を行い、今年の下半期にかけて当修正草案の審議状況を見ながら、12月末までに臨時株主総会を開催して2013年度の利益配当しない内容の利益配当案を修正し、最終的な利益配当額を決議する。
 - ▶ 定時株主総会では、まず一定額の利益配当案を決議するものの、実際には配当を保留する。その後今年下半期にかけて当修正草案の審議状況を見ながら、12月末までに臨時株主総会を開催して2013年度の利益配当案を修正し、最終的な利益配当額を決議する。

(経済部 80.10.14 商 225912 号、82.11.26 商 229192 号、94.05.16 經商字第 09402046560 号令を参照)

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

手続期日		手続内容
自	至	
1/1	1/31	各種源泉徴収及び源泉徴収免除票、利益配当票、信託財産の各所得票資料申告 (毎年1月に3日間以上の連続休暇がある場合、申告期間は2月5日までに延長)
2/1	2/28	資産再評価申請(暦年制を採用する場合)
2/1	2/10	小規模営業人の第4四半期(前年度の10-12月)の営業税納付
5/1	5/31	営利事業所得税確定申告、株主税額控除可能口座変動明細表及び前年度の未処分利益の確定申告
5/1	5/10	小規模営業人の第1四半期(1-3月)の営業税納付
8/1	8/10	小規模営業人の第2四半期(4-6月)の営業税納付
9/1	9/30	1. 営利事業所得税の中間納税申告 2. 小売棚卸計算法の使用申請 (暦年制を採用する場合)
11/1	11/10	小規模営業人の第3四半期(7-9月)の営業税を納付
毎月 1日	毎月 15日	毎月を一期として営業税申告する許可を受けた営業人が、前期(前月)の売上額、要納付税額または還付税額を申告
奇数 月の 1日	奇数月 の15 日	営業人が前期(前2か月)の売上額、営業税要納付税額または還付税額を申告
会計年度終了 前1か月以内		新規設立営利事業者の青色申告書使用の申請

EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢股份有限公司及び財團法人安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、www.ey.com をご覧ください。

© 2014 Ernst & Young, Taiwan

All Rights Reserved.

APAC no. 14001300

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.ey.com/taiwan